

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法に準じて1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を設けてあります。
安全快適にお乗りいただいたために、必ず実施してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

1 か月目点検について.....	38
交換部品について.....	38
日常点検.....	39
メンテナンス部品配置図.....	40
定期点検.....	42
6か月点検項目.....	43
簡単なメンテナンス.....	44
エンジンオイル.....	45
ドライブチェーン.....	49
ブレーキ.....	51
クラッチ.....	54
バッテリ.....	56
ヒューズ.....	60
タイヤ.....	62
エアクリーナ.....	64
ケーブル類のラバープーツ.....	66



点検整備の方法を正しく行わないことや、不適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。